資料 3-1
令和３年５月19日
第１回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

第５次男女共同参画推進プランの体系案について

■新旧プランの体系の変化　新プランの体系 案Ａ

★：女性活躍推進計画
◆：配偶者等防止基本計画

現行プラン体系図（第４次としま男女共同参画推進プラン）

目標	重点課題
１　人権尊重のまち	◆（１）女性に対するあらゆる暴力の根絶
	（２）人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり
	（３）性と生に関する健康支援
２　多様な選択ができるまち	★（４）雇用の場における男女平等の推進
	★（５）家庭生活と仕事の両立支援の推進
	（６）地域活動への参加の推進
３　学び参画するまち	（７）学習・啓発による男女共同参画意識の向上
	（８）区民・団体等の自主的活動への支援
	★（９）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
４　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち	★（10）男性や子どもにとっての男女共同参画の推進
	（11）高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

プランの積極的な推進

①
②
③

新プラン体系図 案Ａ（第５次としま男女共同参画推進プラン）

目標	施策の方向
Ⅰ　あらゆる分野で女性が活躍できるまち	★（１）働く場における男女平等の推進
	★（２）家庭生活と仕事の両立の支援
	★（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
Ⅱ　人権が尊重され、安心して暮らせるまち	◆（１）ＤＶの根絶と支援体制の充実
	（２）性と生に関する健康支援
	（３）多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備
Ⅲ　すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち	（１）学習・啓発による男女共同参画意識の向上
	（２）地域活動における男女共同参画の推進

プランの積極的な推進

■体系変更の背景

【体系表記の考え方】

「目標を達成するためにどうすれば良いか」を「重点課題」という表記で「達成するために何が問題なのか」と捉えるのではなく、「達成するために何をするのか」という前向きな表記とする。

【体系の考え方】

●「将来像」を実現するための目標や施策の方向性などの全体像が、区民や事業者にとってわかりやすいこと

●「男女共同参画推進行動計画」として、各所管課が事業を実施していく際に「男女共同参画」の視点をもって進めていく意識を持ちやすいこと

①あらゆる人権に配慮した体系

現行プランの重点課題（２）「人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり」には、**「あらゆる人権意識の向上」「誰もが安心・安全に暮らせる環境の整備」**、重点課題（11）「高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」には、**「あらゆる場での性の多様性の尊重」「誰もが安心して暮らせるための制度の確立」**など、両者に類似の課題があることから、施策の方向（３）「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」として１つにまとめた体系とする。

②性別・年齢にかかわらない学習・啓発を通した意識の向上を目指した体系

重点課題（７）「学習・啓発による男女共同参画意識の向上」と重点課題（10）「男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」は、**「固定的な性別役割分担意識の解消」「家庭、学校、地域など、あらゆる場面におけるジェンダー平等意識の啓発」**という共通する課題を抱えている。**男女共同参画意識は子どもから大人まで、性別に関わらず学習啓発が必要**であり、あらゆる場面においてジェンダー平等意識の向上を目指すために、重点課題（７）「学習・啓発による男女共同参画意識の向上」と重点課題（10）「男性や子どもにとっての男女共同参画の推進」の２つの重点課題を１つにまとめた体系とする。

③地域における男女共同参画の意識向上や理解促進に焦点を当てた体系

現行プランの重点課題（８）「区民・団体等の自主的活動への支援」と重点課題（６）「地域活動への参加の推進」は、施策を展開する主体や視点に違いはあるものの、いずれも地域で活動する団体への支援や区民の学習の支援といった**地域における男女平等・男女共同参画の実現に向けた取組や理解の深化が内容となっている**ことから、２つの重点課題を１つにまとめた体系とする。

■新旧プランの体系の変化　新プランの体系 案Ｂ

★：女性活躍推進計画
◆：配偶者等防止基本計画

現行プラン体系図
（第４次豊島区男女共同参画推進行動計画）

目標	重点課題
1　人権尊重のまち	◆（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶
	（2）人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり
	（3）性と生に関する健康支援
2　多様な選択ができるまち	★（4）雇用の場における男女平等の推進
	★（5）家庭生活と仕事の両立支援の推進
	（6）地域活動への参加の推進
3　学び参画するまち	（7）学習・啓発による男女共同参画意識の向上
	（8）区民・団体等の自主的活動への支援
	★（9）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
4　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち	★（10）男性や子どもにとっての男女共同参画の推進
	（11）高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

プランの積極的な推進

①

新プラン体系図 案Ｂ
（第５次豊島区男女共同参画推進行動計画）

目標	施策の方向
1　人権尊重のまち	◆（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶
	（2）人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり
	（3）性と生に関する健康支援
2　多様な選択ができるまち	★（4）雇用の場における男女平等の推進
	★（5）家庭生活と仕事の両立支援の推進
	（6）地域活動への参加の推進
	★（7）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
3　学び参画するまち	（8）学習・啓発による男女共同参画意識の向上
	（9）区民・団体等の自主的活動への支援
4　すべての人が安心していきいきと暮らせるまち	★（10）男性や子どもにとっての男女共同参画の推進
	（11）高齢者、障害者など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

プランの積極的な推進

■「施策の方向」の一部変更の背景

①女性の経済的自立に向けた社会制度や環境の整備等を重視した体系

現行プランの枠組みは尊重しつつも、女性の働きやすさや経済的自立に向けた社会制度、環境の整備等に関することを重視した体系とする。重点課題（９）「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」は、管理職等への女性の積極的な登用や職域の拡大など、**女性が職業生活において多様な選択ができることを目指す「女性活躍推進法」に関する取組が含まれており、**目標１「多様な選択ができるまち」の重点課題（４）「雇用の場における男女平等の推進」及び重点課題（５）「家庭生活と仕事の両立支援の推進」と**その点で共通する。**

そのため、**女性活躍に関する項目をまとめることで、現状と課題の分析や評価を一体的に行うことができる**ことなどを踏まえ、重点課題（９）「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」を目標２「多様な選択ができるまち」へ移動する。